

保健福祉

世界に類をみない少子高齢化の進行や、既に現実のものとなった人口減少など、現在の劇的な社会構造の変化の中、障害のある方の自立の支援、地域における福祉のネットワークの構築、子どもを安心して産み育てることができる環境の充実、高齢期を安心して迎えることができる社会環境づくり、「健康長寿のまち・京都」の推進や感染症等における健康危機管理など、保健福祉施策に対する市民の皆様のニーズは、ますます高まり、かつ、多様化しています。

一方、国・地方共に、依然として大変厳しい財政状況が続いており、常に「選択と集中」をもって、持続可能な制度を追求していかなくてはなりません。

このような状況の中、保健福祉局においては、「京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例」、「京（みやこ）・地域福祉推進指針2014」、「支えあうまち・京都ほほえみプラン」、「京都市未来こどもはぐくみプラン」、「第6期京都市民長寿すこやかプラン」、「京都市民健康づくりプラン」等を軸として総合的な保健・福祉施策を展開しており、市民のいのちと暮らしを守るという重大な責務を職員一人一人がしっかりと認識し、「安心・安全で幸福を実感できるまち」の実現のため、全力を挙げて取り組んでいます。

みやこユニバーサルデザインの推進

平成17年4月に施行した「京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例」に基づき、市政や事業者、市民の活動に、「製品、建築物等をすべての人にとって利用しやすいデザインにする」というユニバーサルデザインの考え方を採り入れ、情報伝達やサービス提供も含めた社会環境の整備を、社会全体で推進します。

本市においては、条例の規定を具体的な行動へと橋渡しするために平成17年12月に策定した「京都市みやこユニバーサルデザイン推進指針」に基づき、あらゆる施策にユニバーサルデザインの考え方を採り入れるとともに、その普及と事業者や市民の皆様の主体的な実践活動が一層進んでいくよう取り組んでいます。

1 低所得者への支援

(1) 生活保護

ア 生活保護法による保護状況及び他都市比較（平成27年6月現在）

保護受給者数33,113世帯 46,371人

保護率 (人口 1,000人 につき)	札幌	仙台	さいたま	千葉	川崎	横浜	相模原	新潟	静岡	浜松	
	38.4	16.7	15.9	20.8	22.3	19.2	19.5	14.8	12.5	9.4	
	名古屋	京都	大阪	堺	神戸	岡山	広島	北九州	福岡	熊本	全国平均
	21.6	31.6	55.0	31.0	31.4	19.1	23.2	25.0	29.1	23.2	17.0

イ 自立支援メニューの充実

生活保護世帯が大幅に増加する中、生活保護の大きな目的の一つである自立助長に向けて、生活保護受給者の自立支援の強化・充実を図ることは必要不可欠となっています。

とりわけ就労に向けた支援の取組は極めて重要であり、ケースワーカーによる面接や家庭訪問等を通じ、その方の生活歴や生育歴、就労するうえで抱えている課題や不安等の実情を十分に把握したうえで、ハローワークをはじめとした関係機関等とも連携し、他施策や各種制度利用に向けた助言やコーディネートのほか、求職活動への励まし等、きめ細やかな支援を行っているところです。

一方、雇用情勢が大きく好転しない中、就労支援を要する稼働年齢層の生活保護受給者が大幅に増加し、就労に至っていない生活保護受給者の中には、繰り返し求職活動を行っているものの採用されない方や採用されても就労が継続しない方、さらには就労意欲そのものが減退してしまっている方など、就労に向けた課題を抱えている方も多く存在していることから、自立支援メニューの充実を図り、取組を推進しています。

(7) 就労意欲喚起等支援事業

平成22年8月から、専門的な知識と技能を有する民間キャリアカウンセラーによるカウンセリングや対象者の能力や希望に応じた求人開拓に取り組むなど、生活保護受給者の状況に応じた、一層きめ細かな就労支援を行う就労意欲喚起等支援事業を実施しています。

(イ) 福祉・就労支援コーナー

ハローワークとの連携では、福祉事務所等とハローワークの一体型

運営の取組として、平成24年12月から、順次、区役所庁舎内等へ「福祉・就労支援コーナー」の設置を進めており、生活保護受給者等生活困窮者に対して、ハローワークと福祉事務所等が一体的に就労支援を実施しています（平成27年12月末時点で13箇所設置）。

(ウ) チャレンジ就労体験事業

平成25年7月から、直ちに一般就労を行うことが困難で、社会復帰に向けた段階的な支援が必要であったり、社会的な居場所を失った生活保護受給者等に対して、就労体験の場を提供し、それぞれの自立目標に向けた支援を行うチャレンジ就労体験事業を実施しています。

(エ) 年金検討員派遣事業

平成22年7月から、他法他施策の活用を更に徹底し、年金受給による自立支援を推進することを目的に、社会保険労務士等の年金に関する専門知識を有する者を、年金検討員として福祉事務所に派遣する年金検討員派遣事業を実施しています。

(オ) 長期入院患者退院促進事業

平成23年6月から、長期入院患者退院促進モデル事業として、退院支援員を一部の福祉事務所に派遣し、生活保護受給中の長期入院患者（入院が180日を経過した者）のうち、受入条件が整えば退院が可能な方について、退院支援の促進を図る取組を実施しています。平成26年4月以降は市内全福祉事務所を対象に取組を進めています。

(カ) 生活保護医療扶助相談支援事業

平成24年度から生活保護心理ケア相談支援モデル事業として、精神保健福祉士等の資格を有する生活保護心理ケア相談支援員を一部の福祉事務所に派遣し、保健センターとの連携を一層図りつつ、精神疾患等を抱える生活保護受給者の日常生活・社会生活上の自立支援の充実を図る取組を新たに実施しています。平成27年度からは、当該事業を再編する形で、生活保護医療扶助相談支援事業として、市内7箇所の福祉事務所に精神保健福祉士等の資格を有する医療扶助相談支援員を配置し、精神疾患等に限らず、傷病を抱えるすべての保護受給者に対してよりきめ細やかな相談支援等を実施しております。

(キ) 生活保護受給者等中学3年生学習支援プログラム

平成22年5月から、貧困の連鎖を解消すべく、家庭環境等により高校進学に課題を抱える中学3年生等を対象に学習会を開催し、生活保護世帯等の自立支援を推進する学習支援事業を実施しております。

学習会は、学習支援のみならず、子どもの居場所としての機能も有しており、事業開始以降、実施箇所を拡大しています（平成27年12月末時点で市内11箇所で開催）。

平成28年度からは、経済的困窮により支援を必要とするひとり親家庭の子どもを対象に加えるとともに、学習支援実施箇所の充実を図ります。

ウ 不正受給対策

生活保護の実施に当たっては、「必要な人に必要な保護」を基本に、漏給も濫給もない、適正な制度運営を確保することが何より重要であり、不正受給は、制度の根幹を揺るがしかねない重大な問題であると認識しています。

これまでから、不正受給の防止に向け、世帯状況や収入に関する届出義務の周知徹底をはじめ、訪問調査による生活実態等の的確な把握などに努めてきました。

本市では、平成21年9月に、保健福祉局長を本部長とした「京都市生活保護不正受給防止等対策推進本部」を立ち上げ、①未然防止、②早期発見、③徴収対策を柱に、悪質な事例に対する告発も含め、厳正に対処するべく取組を進めるとともに、平成20年11月には、平成18年3月の「暴力団員は窮迫状況の場合を除いて生活保護の適用はしない。」という国通知に基づき、副市長をトップに京都府警本部の参画も得て、「京都市生活保護暴力団排除対策本部」を設置し、京都府警と連携した取組として、「生活保護受給者に対する暴力団員関係者一斉点検」や「暴力団員等対策支援員派遣事業」等を実施し、暴力団員の徹底した排除に努めています。

さらに、平成23年4月に保健福祉局地域福祉課内に「適正化推進担当」を設置し、不正受給対策に特化して強力で推進する体制を構築するとともに、平成24年度には、不正受給事案に関して①市民等から寄せられる情報に適切かつ迅速に対応する、②福祉事務所が抱える悪質な事案に調

査協力を行う，③生活保護費の過払い分等の徴収を強化するといった課題に対処するため，同課に適正化推進支援員を配置して体制を整備しました。

また，平成25年3月には京都府警察と協定を締結し，悪質な不正受給事案の摘発や，生活保護以外の社会保障給付についての不正の未然防止にも，互いに連携を図ることとしました。

こうした状況の中で，平成25年4月には，制度運営所管課から独立した組織として，保健福祉局内に「適正給付推進課」を設置，平成27年度からは，監査指導課と統合し，「監査適正給付推進課」を設置し，社会保障制度全般の更なる適正化を推進するとともに，体制を強化することで，徹底した不正受給対策と不正受給を起こし得ない業務体制の構築を進めています。

また，増大する医療扶助費の適正化対策として，平成23年6月から，医療に関する高度な知識を有するレセプト点検員を新たに本庁課に配置し，業務の集約化及び効率化により，レセプト点検を充実強化するとともに，不正請求が疑われる指定医療機関に対する指導，検査にも徹底して取り組んでいます。

さらには，不正請求が疑われる指定医療機関に対しては実態調査や立入検査時に診療科目に精通した専門医に同行を求め，医学的見地からの見解を得る等により，各種不正に対応したよりきめ細かな指導・指示に取り組んでいます。

また，平成25年度以降，増大する医療費の抑制を図るため，新たに後発医薬品の使用促進に向けた取組を進めており，平成27年度は，後発医薬品への切換え差額効果の高い患者について，ケースワーカーが個別に使用勧奨を行うとともに，薬局や病院に対しても個別に協力依頼を行っています。

エ 法外援助措置

本市では，被保護者の生活の安定を図るため，生活保護法による扶助のほか，外国人学校在学者に対する生活保護法の教育扶助に準じた扶助の給付等の援護事業を行っています。

(2) ホームレス自立支援の推進

本市のホームレス数は、平成27年1月に実施した概数調査において平成26年1月の調査結果より24人少ない89人を確認しており、平成15年に確認した624人から85.7%減少しています。

平成20年末のリーマンショック以降、雇用・経済情勢がなかなか好転しない中、ホームレスの数が大きく減少したことは、平成21年3月に策定した「第2期京都市ホームレス自立支援等実施計画」の下、「ホームレス訪問相談事業」によるきめ細かな相談・援助活動、「ホームレス緊急一時宿泊事業」による通年での宿泊場所の提供、ホームレス支援に実績のある社会福祉法人を指定管理者とした「京都市中央保護所」における効果的な生活訓練等の実施、「京都市ホームレス自立支援センター」「ホームレス能力活用推進事業」をはじめとする就労支援等の取組とともに、生活保護の適用による居宅確保を積極的に進めてきた成果であると考えています。また、居宅生活移行後の定着支援についても、必要な支援事業を実施する等により強化しています。

ホームレス数が減少した一方で、路上生活に至る要因が多様化・複雑化し、また、終夜営業店舗等の不安定な居住環境で生活する層が顕著になるなど、ホームレスを取り巻く状況が大きく変化しており、現行の支援施策では対応が難しい課題が生じています。

こうした状況を踏まえ、平成28年3月に「第3期京都市ホームレス自立支援等実施計画」を策定しました。この新たな実施計画では、これまでの取組を基本としつつ、現在生じている課題に対応するため、『ホームレスが自らの意思で安定した生活を営めること』を計画目標に掲げるとともに、「路上生活等の解消に向けた総合的な支援の推進」、「居宅生活への移行に向けた自立支援施策の推進」、「地域社会における生活の安定と良好な生活環境の確保」の3つの取組方針のもとに具体的な取組項目を設けています。

今後、新たな実施計画に基づき、ホームレスの自立に向けた総合的な支援を推進します。

(3) 生活困窮者自立支援制度

平成27年4月、社会保険や労働保険など雇用を通じた第1のセーフティネットと第3のセーフティネットである生活保護の間にあつて、従来の雇用の仕組み等から漏れ、生活保護制度の要件に満たない生活困窮者の自立を包括的に支援するため、第2のセーフティネットを構築すべく、生活困窮者自立支援法が施行されました。

同法に基づき、生活困窮者を支援するための各種支援事業を行っています。

ア 自立相談支援事業

本市では、これまでから福祉事務所に専任面接員を配置し、生活に困窮されている方からの生活相談に対し、本人の状況に応じて生活保護制度や他法他施策の活用、地域の社会資源の活用を助言するなど、懇切丁寧な対応に努めてきました。平成27年度からは、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業を実施するため、福祉事務所の生活相談等を通じて把握した生活困窮者に対し、訪問活動等による相談を行い、就労支援、行政手続の補助といったきめ細かな支援を行なうため、本庁地域福祉課に5名の相談支援員を新たに配置するとともに、相談設置ダイヤルを設置しています。

イ 生活保護世帯向け自立支援メニューの一体的運用

生活困窮者の就労支援については、生活保護受給者向けに実施している自立支援メニュー（就労意欲喚起等支援事業、チャレンジ就労体験事業、福祉・就労支援コーナーを利用した就労支援）を一体的に運用できるよう事業の再編を図り、これまでの支援ノウハウを活かせるように取り組んでいます。

また、就労支援以外に、中学3年生学習支援プログラムについても、自立相談支援事業で支援を受ける世帯の子どもが利用できるよう再編しています。

ウ 住居確保給付金事業

平成20年秋のリーマンショックを機に、離職者に対する家賃補助を行う国の制度として「住宅手当緊急特別措置事業」が創設され、京都市を含め

た全国の自治体において、平成21年10月から実施されました。その後、平成25年4月から「住宅支援給付事業」と改称され、同年7月からは、原則としてハローワーク等による就労支援を受けることが受給要件とされるなど、就労支援と一体となった事業という位置付けが強化されました。さらに、平成27年4月からは、生活困窮者自立支援法における必須事業である「住居確保給付金」に移行し、恒久的な制度となりました。

事業の実施体制としては、平成25年度までは相談窓口を市内1箇所とじていましたが、平成26年度からは各区の社会福祉協議会に相談窓口を設置し、生活福祉資金の貸付との一体的な支援を行うとともに、自立相談支援機関と連携し、必要に応じて同機関による相談支援につなぐなど、受給者の利便性を図っています。

エ その他の制度

(7) 総合支援資金貸付（実施主体：社会福祉協議会）

失業などにより日常生活全般に困難を抱えている人を対象として、生活の立て直しや経済的自立を支援する制度です。

(4) 訓練・生活支援給付（実施主体：ハローワーク）

雇用保険を受給できない（又は受給が終了した）人が、ハローワークのあっせんにより職業訓練を受講する場合、職業訓練期間中の生活費が支給される制度です。

(7) 臨時特例つなぎ資金貸付（実施主体：社会福祉協議会）

住宅支援給付や総合支援資金貸付等の申請から資金交付までの間の生活に困窮することがないように、当座の生活費の貸付を受けることができる制度です。

(4) 臨時福祉給付金

平成26年4月からの消費税率引上げによる低所得者への負担緩和を目的として、平成26年度に市民税（均等割）の非課税者等を対象として支給した「臨時福祉給付金」を、平成27年度も引き続き支給します。

(5) 年金生活者等支援臨時福祉給付金

賃金引上げの恩恵が及びにくい低所得の高齢者等を支援するため、「年金生活者等支援臨時福祉給付金」の支給を行います。

2 地域福祉

(1) 「京・地域福祉推進指針2014」

平成26年3月に策定した「京・地域福祉推進指針2014」では、「協働を実現する仕組みと生活課題に対応するセーフティネットの充実」「地域の絆づくりの推進」「要配慮者を守る災害に強い福祉のコミュニティづくり」の3つの取組を軸に、14の施策の柱を掲げており、これら施策の推進により、住民が主体的に活動に取り組む、住民自治の機能を更に高め、一人ひとりが地域の中で自己決定できる自立した生活の実現を支援します。

(2) 地域あんしん支援員設置事業

平成26年度から、社会的孤立等の状態にあり、制度の狭間や支援の拒否といった、福祉的な支援が必要であるにもかかわらず、支援につながらない方等に対して、継続して寄り添いながら、地域や関係機関と連携・協働し、適切な支援に結びつける福祉の専門職である、地域あんしん支援員を配置しています。

地域あんしん支援員は、平成26年度に3名配置し、それぞれ、中京・下京・伏見区醍醐地域を担当しております。

また、平成27年度においても、更に3名を配置し、北、山科、西京（洛西支所含む）地域を担当し、計6名により、地域や関係機関と連携し、福祉サービスの導入や本人の居場所づくり、債務整理、ごみ屋敷世帯におけるごみ撤去等を実施し、支援世帯の生活改善を図っております。

3 障害者福祉

(1) 支えあうまち・京都ほほえみプラン

本市では、平成25年3月に、前プラン「支えあうまち・京（みやこ）のほほえみプラン」の計画期間終了に伴う新たな計画として、平成25年度から平成29年度までの5年間の計画期間とする「支えあうまち・京都ほほえみプラン」を策定しました。

この計画は、「はばたけ未来へ！京プラン（京都市基本計画）」の障害者福祉分野に掲げる「障害のあるひともないひとも、すべてのひとが違いを認め合い、支えあうまちづくりを推進する」を基本方針とし、この方針のもと

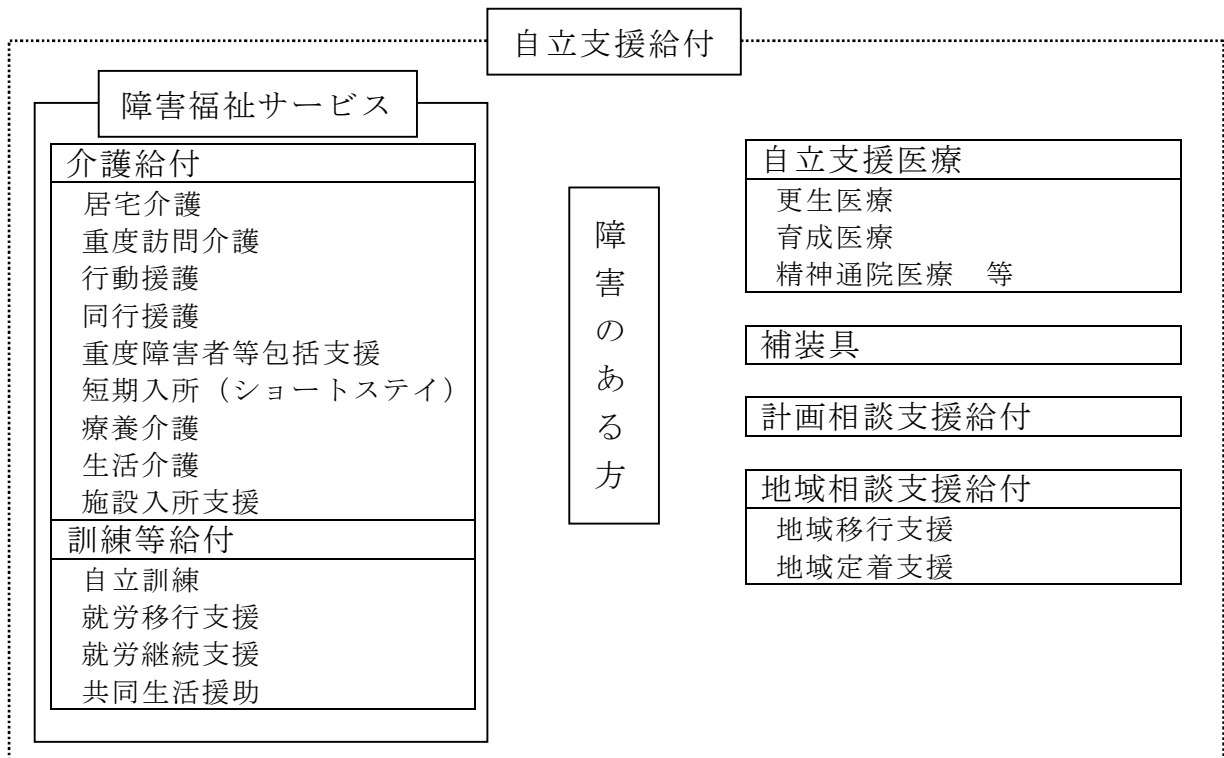
に5つの施策目標を定めるとともに、各施策目標に属する具体的な取組を合計206項目設けています。さらに、障害のあるひともないひとも地域で共生する社会の実現を目指し、施策目標を横断し、融合の視点で、特に重点的に取り組む「重点取組」を6項目定めています。これらの取組を通じて、総合的な障害者施策を推進しています。

(2) 障害者総合支援法

障害者総合支援法(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)は、地域社会における共生の実現に向けて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援することを基本理念に掲げ、平成25年4月1日に施行されました。

平成18年4月に施行された従前の障害者自立支援法では、それまで障害種別(身体障害・知的障害・精神障害)ごとに提供されていた福祉サービス、公費負担医療等について、共通制度の下で一元的に提供する仕組みが創設されましたが、今回の障害者総合支援法では、さらに制度の谷間を埋めるべく障害者の範囲に難病等を加えることや、障害福祉サービスの充実、地域生活支援事業の追加が図られています。

○ 障害者総合支援法の体系



地域生活支援事業

相談支援
日常生活用具
地域活動支援センター

コミュニケーション支援
移動支援
福祉ホーム 等

(3) 身体障害のある人のための福祉

ア 身体障害者手帳交付数

(平成27年3月末現在)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計	18歳未満再掲
視覚障害	1,954	2,086	361	351	506	490	5,748	42
聴覚機能障害	313	1,555	918	1,271	85	2,179	6,321	153
音声言語機能障害 そしゃく	30	79	483	299			891	11
肢体不自由	6,374	8,318	6,981	11,791	5,304	2,245	41,013	444
内部障害	12,602	469	4,007	7,325			24,403	168
合計	21,273	12,507	12,750	21,037	5,895	4,914	78,376	818

イ 身体障害のある人のための主な施策の内容

種類	内容
補装具費の支給 (交付・修理)	身体障害のある人や難病患者等の障害のある部分を補って、日常生活を容易にするため、盲人安全つえ、補聴器、義肢、装具、車椅子等の交付、修理に係る費用を支給する。
日常生活用具の給付	重度の障害のある人の日常生活上の便宜を図るため、特殊寝台、便器等の給付及び福祉電話の貸与を行う。
自立支援医療(更生医療)の給付	身体障害者手帳に記載されている機能障害を除去又は軽減するための医療を給付する。
自立支援医療(育成医療)の給付	生まれつきあるいは病気などのため、身体障害のある乳幼児、児童に対し、生活能力を得るための医療を給付する。
市営交通機関の運賃割引	身体障害者手帳所持者で障害程度が1級から4級までは無料、5級・6級は割引を行う。
在宅重度障害者訪問審査	歩行困難な在宅の重度の障害のある人の家庭を訪問して必要な審査、更生相談を行う。
自動車運転免許取得費の助成	身体障害のある人が自動車教習所において自動車免許を取得した場合、教習に要した費用の2/3を助成する。(等級制限あり)(限度額10万円)
自動車改造費の助成	上肢・下肢又は体感機能に障害のある人等の社会参加の促進を図るため、就労等のために自動車を使用する場合、その改造費を助成する。(所得制限あり)(限度額10万円)

種 類	内 容
重度心身障害者医療費支給制度	重度の心身障害のある人が、健康保険証を使って医療機関等を受診した場合に、健康保険の自己負担額を支給する。 (障害の程度、所得等に制限あり)
重度障害老人健康管理費支給制度	重度の心身障害のある後期高齢者医療被保険者が、被保険者証を使って医療機関等を受診した場合に、医療費の一部負担金相当額を支給する。(障害の程度、所得等による制限あり)
心身障害者扶養共済制度	心身障害のある人の将来の生活の安定を図るため、心身障害のある人の保護者が加入し一定の掛金を納め、加入者が死亡若しくは重度の身体障害になったとき、残された障害のある人に年金を支給する。
重度障害者タクシー料金助成制度	重度の障害のある人を対象に、タクシー料金の一部を助成する。(市バス・地下鉄の福祉乗車証との選択制)
特別障害者手当	日常生活において、常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の重度の障害のある人に対し、月額26,620円(平成27年度)を支給する。
障害児福祉手当	日常生活において、常時の介護を必要とする20歳未満の在宅の重度の障害のある人に対し、月額14,480円(平成27年度)を支給する。
いきいきハウジングリフォーム	重度の障害のある人が住み慣れた家での生活を暮らしやすくするために住宅改造等を行う場合、専門チームが相談に応じるとともに、費用の一部を助成する。
外国籍市民重度障害者特別給付金	旧国民年金法の国籍条項により、障害基礎年金を受給できない重度障害を有する外国籍市民(帰化した者も含む。)に対し、月額41,300円を支給する。(所得制限あり、生活保護受給者等を除く。)
人にやさしいまちづくりの推進	障害のある人にとって住みよい生活環境をつくるため、「京都市建築物等のバリアフリーに関する条例」「京都市人にやさしいまちづくり要綱」等に基づき、建築物、公共交通機関、道路、公園等の整備、改善を推進する。

ウ 地域リハビリテーション推進センター

平成27年4月、「京都市におけるリハビリテーション行政の基本方針」(平成25年10月策定)に基づき、旧身体障害者リハビリテーションセンターの機能を再編し、公民の役割分担を踏まえ、民間事業者により十分対応できるようになった病院部門と補装具製作部門を廃止する一方、地域リハビリテーションのより一層の推進と新たなニーズである高次脳機能

障害者支援の取組に重点を置く地域リハビリテーション推進センターを開設し、引き続き、障害のある市民が地域で快適に生活できる環境づくりの推進拠点として運営しています。

エ 聴覚言語障害センター

最新の情報機器を備え、手話・字幕による情報提供等を行う聴覚障害者情報提供施設、入所により訓練等を行う障害者支援施設、通所により訓練等を行う障害福祉サービス事業所の3施設により構成されており、聴覚や言語に障害のある人の活動拠点として、大きな役割を果たしています。

オ 障害者スポーツセンター

国際障害者年の理念である「完全参加と平等」をスポーツの分野においても達成するため、障害者スポーツの推進拠点として、障害のある人の健康の増進、福祉の向上に寄与し、また、障害のある人とない人とのふれあいの場として設置されたもので、温水プール、体育室、プレイルーム、卓球室などを備えています。

※ その他、身体障害のある人のための施設として、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設をはじめ、福祉ホーム、身体障害者福祉センター、点字図書館、点字出版施設、盲人ホーム等の施設があります。

(4) 知的障害のある人のための福祉

ア 療育手帳交付数（平成27年3月末現在）

	18歳未満	18歳以上	合計
A 判定	973	3,854	4,827
B 判定	3,963	5,122	9,085
合計	4,936	8,976	13,912

イ 知的障害、発達障害のある人のための主な施策の内容

種 類	内 容
療育手帳の交付	一貫した相談、援助を行うとともに各種福祉施策や税控除、施設の使用料の割引等を受けるうえでの便宜を図る。
日常生活用具の給付	在宅の重度の知的障害のある人の日常生活の便宜に資するため特殊マット等を給付する。
市営交通機関の運賃割引	療育手帳所持者（重度の障害のある人の介護人を含む。）に対し、市バス・地下鉄の運賃を無料とする。

その他主な施策として、

重度心身障害者医療費支給制度，重度障害老人健康管理費支給制度，心身障害者扶養共済制度，重度障害者タクシー料金助成制度，特別障害者手当，障害児福祉手当，外国籍市民重度障害者特別給付金（122頁「身体障害のある人のための主な施策の内容」参照）があります。

ウ 発達相談所（児童福祉センター内）

発達の遅れ，聞こえやことばに不安がある子ども，知的障害のある人及びその家族の相談を専門スタッフが受け付け，総合的に支援しています。また，子どもの発達について専門の診察や治療を行う診療所や，発達に遅れや弱さのある子どもに早期療育を実施し，支援する通園施設を運営しています。

なお，平成24年4月から，南区，伏見区にお住まいの方については，第二児童福祉センター発達相談部門で相談を受け付けています。さらに「発達障害者支援センター（かがやき）」では，自閉症スペクトラム等の発達障害のある人とその家族が安定して地域で生活できるように相談支援，就労支援，発達支援，普及啓発・研修の四つの柱で事業を展開しています。

エ 若杉学園

生活介護を行う施設として，18歳以上の知的障害のある人が通所し，創作的活動や生産活動を行っています。

※ その他，知的障害のある人のための施設として，障害福祉サービス事業所，障害者支援施設，障害者スポーツセンター等の施設がありま

す。また、心身障害のある児童のための施設として、障害児入所施設、児童発達支援センター、放課後等デイサービス等の施設があります。

(5) 精神障害のある人のための保健福祉

ア 精神障害者保健福祉手帳交付数（平成27年3月末現在）

1 級	1,584
2 級	7,887
3 級	4,507
合 計	13,978

イ 精神障害のある人のための主な施策の内容

種 類	内 容
自立支援医療（精神通院）制度	精神障害のある人の通院医療を促進するため、医療に要する費用の一部を公費で負担する。
精神障害者保健福祉手帳の交付	各種福祉施策や税控除、施設の使用料の割引等を受けらるうえでの便宜を図る。
日常生活用具の給付	在宅の重度の精神障害のある人の日常生活の便宜を図るため、頭部保護帽等の給付を行う。
市営交通機関の運賃割引	精神障害者保健福祉手帳所持者（ただし1級所持者は介護人も含む。）に対し、市バス・地下鉄の運賃を無料とする。
精神保健福祉相談	保健センターの精神科嘱託医や精神保健福祉相談員、保健師が相談や訪問指導を行う。
地域生活安定化支援事業	回復途上にある精神障害のある人の病状悪化や地域からの孤立を未然に防止するため、グループ活動等を通じて交流や社会体験の増加を図る。
家族懇談会	病気や療養についての知識及び情報を提供するとともに、家族相互の交流を図る。
社会適応訓練事業	回復途上にある精神障害のある人が協力事業所に通いながら、就労に必要な生活指導及び社会適応訓練を受ける。

その他主な施策として、

精神障害のある人の支援を地域で展開するため、こころのふれあいネットワーク事業やこころのふれあい交流サロンの運営、心身障害者扶養共済制度、特別障害者手当、障害児福祉手当、外国籍市民重度障害者特別給付金（122頁「身体障害のある人のための主な施策の内容」参照）などを行っています。

ウ こころの健康増進センター

市民のこころの健康づくりを推進する中核施設として、こころの健康に関する相談や保健センターにおける地域精神保健福祉活動の支援を行います。

また、精神科デイケアや一般、アルコール及び思春期外来、各種家族教室の実施などによる精神疾病の予防及び治療、精神医療審査会事務並びに自立支援医療費（精神通院）の支給認定及び精神障害者保健福祉手帳の判定・交付に関する業務、精神保健福祉法に基づく診察・移送、精神障害のある人の社会復帰促進、就労支援、スポーツ振興に至るまで、幅広く施策の推進を図っています。

エ 自殺総合対策について

本市では、「自殺対策基本法」及び「自殺総合対策大綱」の趣旨を踏まえ、総合的な自殺対策を推進するために、平成22年3月に「きょういのち ほんとプランー京都市自殺総合対策推進計画ー」を策定し、この推進計画に基づき、本市の自殺者数を平成28年度までに自殺急増前（平成9年度）の240人以下に戻すことを目標に取り組んでいます。

※ その他、精神障害のある人のための施設として、障害者スポーツセンター、障害福祉サービス事業所や福祉ホーム等があります。

(6) 難病患者等のための福祉

ア 対象となる難病等

筋委縮性側索硬化症（ALS）、パーキンソン病など、障害者総合支援法施行令に定める332疾病。

イ 難病患者等のための主な施策の内容

種 類	内 容
補装具費の支給（交付・修理）	難病患者等の障害のある部分を補って、日常生活を容易にするため、装具、車椅子等の交付，修理に係る費用を支給する。
日常生活用具の給付	重度の障害のある人の日常生活上の便宜を図るため、動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）や電気式たん吸引器等の給付を行う。

4 子育て支援

(1) 子どもを共に育む京都市民憲章（愛称：京都市はぐくみ憲章）

平成19年2月、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ社会を目指し、大人として何をすべきか、市民共通の行動規範として「子どもを共に育む京都市民憲章（愛称：京都市はぐくみ憲章）」を制定しました。本市では、この市民憲章の普及啓発と、憲章に基づく実践行動を促すことにより、家庭、地域、学校、企業、行政など、社会のあらゆる場において行動の輪を広げ、子どもを健やかに育む社会の実現を目指しています。

さらに、平成23年4月には「子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例」を施行し、この条例に基づき、憲章の具体的な実践方策である「行動指針」を定め、市民の実践活動を促進するなど、憲章の理念に基づく実践の総合的な推進に取り組んでいます。

(2) 京都市未来こどもはぐくみプラン

前計画である「京都市未来こどもプラン」の基本理念や基本方針を継承しつつ、本市の子育て支援施策に関する総合的な計画として、次世代育成対策推進法の市町村行動計画に位置付けるものです。計画期間は平成27年度から平成31年度までの5箇年であり、「子ども・子育て支援事業計画」、「母子保健計画」、「放課後子ども総合プラン」、「家庭的養護推進計画」、「ひとり親家庭自立支援促進計画」を一体として盛り込んでいます。

(3) 保育施設・事業所

保育を必要とする児童で、保育所等の利用を希望しながら利用できない児童（待機児童）のゼロを継続するため、保育所の新設や既存保育所の増

改築による定員増など，地域の保育需要に応じた受入体制の確保に努めています。

保育内容についても，障害のある子どもの受入れ体制や時間外保育，一時預かり事業，病児・病後児保育等の多様な幼児教育・保育の充実を図っているところです。

保育施設・事業所数と利用状況（平成27年4月現在）

施設・事業所数 ^{※1}			利用定員	利用児童数	待機児童数
市 営	民 営	計			
22 ^{※2}	313	335	28,239	29,709	0

※1 保育所，認定こども園，小規模保育事業等を含む数。

※2 休所中の1箇所（右京区京北）を含む。

(4) 児童館，学童クラブ事業

ア 児童館

児童に健全な遊びを与え，健康を増進し，情操を豊かにすることを目的とするもので，児童福祉法による児童厚生施設として131箇所の児童館（平成27年4月現在）があります。

イ 学童クラブ

保護者の就労等のため昼間留守になる家庭の小学生の児童を保護育成する学童クラブ事業を昭和40年から実施しています。（平成27年4月現在139箇所で実施）

(5) 児童手当制度

中学校修了までの児童を養育している方に手当を支給する制度です。

手当の額（児童1人当たり・月額）

所得基準額未満

・0～3歳未満 15,000円（一律）

・3歳～小学校修了前 10,000円（第3子以降は，15,000円）

・中学生 10,000円（一律）

所得基準額以上 5,000円（一律）

(6) 京都市子育て支援短期利用事業（ショートステイ事業，トワイライトステイ事業）

保護者の疾病や仕事等により児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童を児童福祉施設等において一定期間預かる制度です。

(7) 里親制度

保護者がいない児童，その他何らかの事情により家庭での養育が困難な児童を里親の家庭で愛情と理解をもって養育する制度です。

(8) 京都市第三子以降等産前産後ヘルパー派遣事業

母親が第三子以降又は多胎児の出産の前後で家事又は育児を行うことが困難な家庭に、家事等の援助を行うためのヘルパーを派遣しています。

(9) ファミリーサポート事業

育児の援助を受けたい人（依頼会員（おねがいさん））と育児の援助をしたい人（提供会員（おまかせさん））とが会員となって地域で子育てを助け合う事業です。

(10) 子育て支援活動いきいきセンター（つどいの広場）

子育て中の親子（主に乳幼児を持つ親とその子）が気軽につどい，交流できる場を提供しています。

(11) 児童福祉センター

子どもに関する様々な心配，不安などについての相談をお受けし，専門的な調査などを行い，助言，指導，判定，治療，訓練などの支援を，総合的かつ系統的に行う児童福祉の総合機関です。

○ 児童相談所

児童の福祉に関する相談のうち，主として養護（虐待）相談・非行相談・育成相談について，各種の調査を行い，必要な指導や援助，措置（児童福祉施設への入所決定等）を実施しています。

付設の一時保護所では，必要に応じ児童の一時保護等を行っています。

また，近年増加している児童虐待については，平日夜間・休日を含め24時間体制で相談や通告を受け付ける専用電話を設置しています。相談や通告があった場合，48時間以内の安全確認等児童の早急な安全確保を

最優先に調査を行い、関係機関と連携して、指導や援助を進めています。

○ **発達相談所**

(124頁参照)

○ **青葉寮（情緒障害児短期治療施設）**

家庭や学校での人間関係の不調などにより、学校生活を中心とする社会適応が困難になっている児童を入所や通所により受け入れ、生活全般に対する相談援助や心理支援・治療、また、家族支援を行っています。

○ **第二児童福祉センター**

第二児童福祉センターは、児童福祉センターと同じ相談機能（第二児童相談所、発達相談部門）及び診療所を備えた支所として、南区、伏見区にお住まいの18歳未満の子どもに関するさまざまな相談をお受けする機関です。

○ **児童療育センター**

市南部地域にお住まいの方を中心に、こころやからだの発達、ことばの発達に支援が必要な就学前の子どもとその保護者を対象に、通園により早期療育・早期支援を行っています。

※ 児童福祉センター及び児童療育センターで運営している通園事業等

事業種別	内 容
児童発達支援センター	発達に遅れや弱さのある就学前の子どもを対象に、早期療育及び保護者支援等を実施します。
(児童福祉センターのみ)	聴覚障害及び言語障害のある就学前の子どもを対象に、早期療育及び保護者支援等を実施します。
総合療育事業	児童福祉センター及び児童療育センターで運営している通園施設の機能を生かし、心身の発達に支援が必要な就学前の子どもを対象に、週1回から月1回程度の早期療育及び保護者支援等を実施します。

※ その他、児童福祉センターの出張所として児童療育所があり、京北地域で発達に遅れや弱さのある児童を対象にした総合療育事業を行っています。

(12) 子ども支援センター

行政区内における子どもとその家庭に対する支援ネットワークの拠点として、各区役所・支所福祉部（福祉事務所）に「子ども支援センター」を設置し、専任職員による子育てに関する総合相談や区域内の関係機関とのネットワーク構築に取り組んでいます。

また、必要に応じて、定期的な家庭訪問により育児の助言等を含めた相談援助を行う、「育児支援家庭訪問事業」を実施しています。

(13) 子ども医療費支給制度

中学校3年生までの子どもが健康保険証を使って医療機関等を受診した場合に、健康保険の自己負担額から一部負担金を差し引いた金額を支給しています。

中学校3年生までの子どもが入院する場合及び3歳未満の子どもが通院する場合は、1医療機関につき1箇月200円、3歳以上中学校3年生までの子どもが通院する場合は、1箇月3,000円の一部負担金を除いた医療費の自己負担額を支給しています。

なお、3歳以上の通院については、複数医療機関を受診するなど1箇月の自己負担額合計が3,000円を超えた場合、その超えた額を償還払いにより支給します。

※ 中学生の医療費については、平成27年9月診療分から支給対象となりました。

(14) 子育て世帯臨時特例給付金

平成26年4月からの消費税率引上げによる子育て世帯への影響を緩和するため、臨時的な給付措置として「子育て世帯臨時特例給付金」を平成27年度も引き続き支給します。

5 ひとり親家庭等支援

平成15年4月、母子及び寡婦福祉法等の改正が行われ、地方公共団体は国の基本方針を踏まえて、母子家庭及び寡婦自立促進計画を策定することとされました。本市では、平成17年1月策定の新「京（みやこ）・子どもいきいきプラン」、平成22年3月策定の「京都市未来こどもプラン」、その後継プランで

ある平成27年1月策定の「京都市未来こどもはぐくみプラン」に一体として盛り込むかたちでひとり親家庭自立促進計画を策定し、「子育て・生活支援」，「就業支援」，「経済的支援及び養育費の確保」及び「相談・支援機能及び情報提供の充実強化」の4つの柱に沿った施策の推進により，ひとり親家庭（母子家庭及び父子家庭）の自立促進を図っています。

(1) 母子・父子自立支援員

児童委員等関係機関と連携し，ひとり親家庭の生活上の様々な問題について相談に応じ，自立に必要な指導を行うなど，ひとり親家庭の福祉の増進に努めます。

(2) ひとり親家庭支援センター（愛称：ゆめあす）

ひとり親家庭を対象とした各種相談や就業支援講習会の開催，ひとり親家庭同士の交流や情報交換を行う事業の実施など，自立や就労に向け，ひとり親家庭を総合的に支援する拠点施設です。

(3) ひとり親家庭等日常生活支援事業

ひとり親家庭及び寡婦が就職活動や疾病，冠婚葬祭等の理由で，一時的に家事や育児に困った場合，家庭生活支援員の派遣等により，日常生活を支援します。

(4) 母子家庭自立支援給付金事業及び父子家庭自立支援給付金事業

母子家庭の母又は父子家庭の父が雇用保険制度の指定教育訓練講座等を受講・修了した場合に受講にかかる費用の2割を給付する自立支援教育訓練給付金，及び看護師等の資格取得のため2年以上養成期間で受講している者に，受講期間中（上限2年。ただし，平成24年度入学者に限り上限3年。平成23年度以前入学者は上限なし。），月額7万500円，月額10万円又は月額14万1000円（いずれも所得制限あり）を支給する高等職業訓練促進給付金等事業を実施しています。

(5) 児童扶養手当制度

父母の離婚等により，父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭）等の生活の安定と自立の促進に寄与し，子どもの福祉の増進を図ることを目的として手当を支給する制度です。

受給資格者及びその扶養義務者等の前年の所得によって，その年度（8

月から翌年7月まで) の手当額の全部又は一部が支給停止されます。

手当額/ 月額

	全部支給	一部支給
子ども1人	42,000円	9,910円～41,990円
子ども2人	47,000円	14,910円～46,990円

※ 3人目以降の子どもは、1人増えるごとに3,000円が加算されます。

(6) 母子父子寡婦福祉資金貸付

母子家庭及び寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るとともに、扶養している児童の福祉を増進するため、資金の貸付を行います。

(7) ひとり親家庭等医療費支給制度

ひとり親家庭の児童とその母親又は父親及び父母のない児童等が、医療機関を受診した場合に、医療費の自己負担額を支給しています。

次の要件のいずれにも該当するひとり親家庭の児童及びその児童と生計を一にしている母又は父、父母のない児童及びその児童と生計を一にし、扶養している20歳未満の方等が制度の対象となります。

ア 市内に住所を有し、健康保険に加入していること。

イ 世帯の主たる生計維持者の所得が所得制限額内であること。

※ 平成25年8月から、父子家庭の父と児童を対象に拡大しました。

6 高齢者福祉

(1) 「京都市民長寿すこやかプラン」の推進

高齢者施策を総合的に推進するため、平成27年3月に「第6期京都市民長寿すこやかプラン」を策定し、介護保険制度の安定的な運営と、高齢者保健福祉施策の充実に努めています。

(2) 高齢者福祉の主な施策

ア すこやか生活支援介護予防事業

介護保険給付の対象とはならないものの、在宅生活を維持するうえで、援助が必要な要介護認定で自立と認定された高齢者の方々に対して、介護保険の訪問介護（ホームヘルプサービス）や短期入所生活介護（ショートステイ）に準じたサービスを提供し、長く住み慣れた地域で生活し

ていただけるよう支援しています。

イ 家族介護用品給付事業

在宅で寝たきりや認知症の高齢者を介護されている低所得世帯の家族の方に、介護保険の給付対象外となるおむつその他の介護用品と交換できる給付券を交付しています。

ウ 配食サービス事業

身体状況等により食事を作ることが困難な高齢者に、栄養のバランスが取れた昼食を提供し、併せて安否確認を行う配食サービス事業を実施しています。

エ 入浴サービス助成事業（施設入浴，送迎入浴）

おおむね65歳以上で家庭での入浴が困難な寝たきりの高齢者等に対し、老人福祉センターの設備を利用して、入浴の機会を提供する入浴サービスを実施する京都市社会福祉協議会に対し、助成を行っています。

オ 日常生活用具給付等事業

一人暮らし高齢者や認知症のある高齢者の日常生活の安全のために、自動消火器，電磁調理器を給付しています。

カ あんしんネット119（緊急通報システム事業）

身体虚弱な在宅の一人暮らし高齢者等が、急に体の具合が悪くなったり、火災などの突発的な事故などがあった場合に、貸与している専用機やペンダントのボタンを押すことにより、自動的に消防局指令センターに通報され、救急車や消防車が駆け付けます。

また、相談ボタンを押すと自動的に相談センターに繋がり、常駐する専門の相談員による、保健・健康に関する相談が受けられます。

キ 高齢外国籍市民福祉給付金支給事業

日本国籍を有しないため、国民年金法の適用を受けることができなかつた高齢の外国籍市民（帰化された人を含む。）に対し、国が制度化を図るまでの過渡的な施策として月額17,000円の福祉給付金を支給しています。

ク 徘徊高齢者あんしんサービス事業

認知症高齢者が行方不明（徘徊）となった場合に、その高齢者が身に

付けている小型の発信器からの電波を受信することにより、位置を特定できるサービスを利用し、早期の発見を行い、事故等を未然に防ぎます。

ケ 敬老乗車証交付事業

70歳以上の高齢者に対し、市バス・地下鉄敬老乗車証を交付します。市バス・地下鉄が運行していない一定の地域にお住まいの方には民営バス敬老乗車証も併せて交付します。平成27年10月末現在、交付者数は133,135人です。

コ 老人福祉員の訪問

おおむね65歳以上の一人暮らし高齢者等を訪問し、安否確認や話し相手、連絡等を行っており、現在、1,386人が活動しています。

サ 高齢者・障害者権利擁護推進事業

認知症高齢者や障害のある方々が自立して暮らせるよう、「京都市高齢者・障害者権利擁護ネットワーク連絡会議」を設置し、成年後見制度と日常生活自立支援事業の円滑な利用を促進するために関係団体等の連携の在り方等について、より具体的な検討を行うとともに、権利擁護事業の普及・啓発も行っています。

シ 健康すこやか学級

学校の余裕教室等を利用して、介護予防等の活動を行うことにより、要介護状態への進行を予防するとともに、高齢者の社会参加の促進や閉じこもりを防止します。

ス ～地域で気づき・つながり・支える～認知症総合支援事業

認知症の早期発見・早期相談・早期診断の支援に対応するため、地域包括支援センター等の相談対応能力の向上を図るとともに、地域における医療・介護等関係機関との連携体制構築に向けた取組支援及び認知症についての市民啓発等、地域全体で認知症の人やその家族を支え合う取組を進めています。

(3) 老人医療費支給制度

健康保険に加入している65歳以上70歳未満で、本人・配偶者・生計維持者に所得税が課されていない方が、健康保険証を使って医療機関等を受診した場合に、健康保険の自己負担額から一部負担金（健康保険の70歳以上

74歳未満の自己負担額)を差し引いた金額を支給しています。

※ 臨時特例措置として、平成26年度に限り、70歳に到達した方も対象としていました。

※ 昭和25年8月1日以前生まれの方は、①本人・配偶者・扶養義務者に所得税が課されていない方、又は、②本人・配偶者・扶養義務者の所得が所得制限額内で、寝たきり・一人暮らし・高齢者世帯等に属する方が対象となります。

(4) 介護予防事業（地域支援事業）

要支援・要介護状態になることを防ぎ、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を継続することができるよう、地域介護予防推進センター等において、運動器機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上等を目的とした介護予防プログラムを提供するとともに、介護予防に関する基本的な知識の普及啓発や介護予防に資する地域活動組織の育成・支援等を実施しています。

(5) 長寿すこやかセンター

高齢者一人一人が、自らの意思に基づき、住み慣れた地域でいきいきと健やかに暮らすことができる社会の構築に資するため、平成15年6月「ひと・まち交流館 京都」内に設置しました。現在、高齢者の社会参加や生きがいづくり、仲間づくりを促進していくとともに、介護、とりわけ認知症に関する専門的な相談、研究、研修や、成年後見制度の利用支援をはじめとする権利擁護事業等の多様な施策を総合的に推進しています。

また、併設する短期入所施設を活用し、常に密接に連携を図りながら、実践的取組を含めた事業を展開しています。

(6) 地域包括支援センター（愛称：高齢サポート）

専門職員等が、在宅介護や、保健・福祉・医療など日頃の生活に必要な様々な相談を受け、サービスの紹介や関係機関との連絡調整等を行っており、平成26年度末現在、61箇所地域包括支援センターがあります。平成24年度から、見守りが必要な高齢者を把握し、適切な支援につなげるため、地域包括支援センターの専門職員による一人暮らし高齢者世帯への全戸訪問事業を実施しています。

(7) その他老人福祉施設等（平成26年度末現在）

養護老人ホーム（8箇所）、特別養護老人ホーム（83箇所）、軽費老人ホームA型（1箇所）、ケアハウス（13箇所）、老人保養センター（1箇所）、老人福祉センター（17箇所）、老人いこいの家（5箇所）、老人クラブハウス（101箇所）、高齢者の居場所（236箇所）、老人園芸ひろば（8箇所）

7 介護保険制度

介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとして平成12年4月に創設されました。

急速な高齢化の進展を見据え、介護保険制度の基本理念である、高齢者の「自立支援」と「尊厳の保持」を基本としつつ、明るく活力ある超高齢者社会を構築し、制度が将来にわたって持続可能なものとなるよう、制度全般について見直しが行われ、平成18年4月から、介護予防を重視した取組を行っています。

今後、一人暮らしの高齢者や認知症の高齢者の更なる増加が見込まれる中で、だれもが住み慣れた地域で満足度の高いサービスを受けられ、そのひとらしい豊かな生活を実現していくために、利用者等の様々なニーズに応えられる介護・福祉サービスの充実を図るとともに、必要となる基盤整備を進めていきます。

(1) 第1号被保険者の状況（平成27年6月末現在）

○所得段階別被保険者数

	被保険者数（人）	構成比（％）
第1段階	95,906	25.3
第2段階	32,663	8.6
第3段階	33,760	8.9
第4段階	46,986	12.4
第5段階	34,263	9.1
第6段階	44,234	11.7
第7段階	38,732	10.2
第8段階	35,038	9.2
第9段階	8,643	2.3
第10段階	3,103	0.8
第11段階	5,615	1.5
合計	378,943	100.0

(2) 要介護（支援）認定の状況（平成27年6月末現在）

（上段：人／下段：構成比％）

自立	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
1,054	10,108	12,488	12,566	16,359	11,323	8,905	7,385	80,188
(1.3)	(12.6)	(15.6)	(15.7)	(20.4)	(14.1)	(11.1)	(9.2)	(100.0)

(3) 介護サービスの利用状況

ア 居宅サービスの利用実績

	平成25年度		平成26年度		平成27年度
	介護保険 事業計画上の 見込み	利用実績	介護保険 事業計画上の 見込み	利用実績	介護保険 事業計画上の 見込み
訪問介護（回／週）	55,068	64,737	56,086	64,968	58,441
訪問看護（回／週）	5,672	8,084	5,778	9,034	8,034
訪問入浴介護（回／週）	1,208	1,233	1,227	1,253	1,113
訪問リハビリテーション（回／週）	3,903	5,680	3,977	6,231	6,424
通所サービス（回／週）	33,749	39,459	34,487	42,312	41,593
通所介護	24,632	30,869	25,174	33,523	32,238
通所リハビリテーション	9,117	8,590	9,313	8,789	9,355
短期入所サービス（日／月）	32,460	35,039	32,931	36,617	34,488
短期入所生活介護	25,391	28,127	25,755	30,204	28,568
短期入所療養介護	7,069	6,912	7,176	6,413	5,920
福祉用具貸与（人／月）	17,730	20,721	18,089	22,196	22,048
特定施設入居者生活介護（人）	1,516	1,288	1,712	1,336	1,950
居宅療養管理指導（人／月）	5,901	7,304	6,007	8,171	8,310
居宅介護支援（人／月）	30,587	31,639	31,115	33,276	33,210

※ 利用実績は、各年度の10月実績の数値

イ 地域密着型サービスの利用実績

	平成25年度		平成26年度		平成27年度
	介護保険 事業計画 上の見込み	利用実績	介護保険 事業計画 上の見込み	利用実績	介護保険 事業計画 上の見込み
認知症対応型共同生活介護（人）	1,424	1,123	1,708	1,392	2,057
認知症対応型通所介護（回／週）	1,425	1,413	1,444	1,550	1,340
夜間対応型訪問介護（人／月）	551	769	560	848	898
小規模多機能型居宅介護（人／月）	923	756	1,110	882	1,338
地域密着型特定施設（人／月）	213	143	241	180	322
地域密着型介護老人福祉施設（人）	323	300	522	388	650
定期巡回・随時対応型訪問介護看護（人／月）	67	97	100	418	760
複合型サービス（人／月） ※27年度から看護小規模多機能型居宅介護に改称	44	12	57	51	94

※ 利用実績は、各年度の10月実績の数値

ウ 施設サービスの利用実績

	平成25年度		平成26年度		平成27年度
	介護保険 事業計画 上の見込み	利用実績	介護保険 事業計画 上の見込み	利用実績	介護保険 事業計画 上の見込み
介護老人福祉施設（人）	5,041	4,796	5,241	4,785	5,202
介護老人保健施設（人）	3,839	3,579	3,904	3,551	3,848
介護療養型医療施設（人）	2,358	2,199	2,358	2,199	2,375

※ 利用実績は、各年度の10月実績の数値

(4) 予防サービスの利用状況

ア 居宅サービスの利用実績

	平成25年度		平成26年度		平成27年度
	介護保険 事業計画 上の見込み	利用実績	介護保険 事業計画 上の見込み	利用実績	介護保険 事業計画 上の見込み
介護予防訪問介護（人／月）	7,263	7,138	7,537	7,102	6,915
介護予防訪問看護（回／週）	215	389	223	463	425
介護予防訪問入浴介護（回／週）	2	0	2	1	1
介護予防訪問リハビリテーション（回／週）	290	368	300	400	417
通所サービス（人／月）	3,876	4,969	4,019	5,847	6,495
介護予防通所介護	3,085	4,159	3,199	4,934	5,604
介護予防通所リハビリテーション	791	810	820	913	891
短期入所サービス（日／月）	254	286	260	281	319
介護予防短期入所生活介護	231	257	236	247	303
介護予防短期入所療養介護	23	29	24	34	16
介護予防福祉用具貸与（人／月）	3,272	4,269	3,391	4,725	4,860
介護予防特定施設入居者生活介護（人）	92	99	97	104	157
介護予防居宅療養管理指導（人／月）	311	374	323	355	376
介護予防支援（人／月）	11,656	12,320	11,966	13,218	13,691

※ 利用実績は、各年度の10月実績の数値

イ 地域密着型サービスの利用実績

	平成25年度		平成26年度		平成27年度
	介護保険 事業計画 上の見込み	利用実績	介護保険 事業計画 上の見込み	利用実績	介護保険 事業計画 上の見込み
介護予防認知症対応型共同生活介護（人）	1	0	2	1	1
介護予防認知症対応型通所介護（回／週）	1	4	2	5	4
介護予防小規模多機能型居宅介護（人／月）	10	19	12	25	62

※ 利用実績は、各年度の10月実績の数値

8 国民健康保険

(1) 事業の概要（平成27年度予算）

		医療分	後期高齢者支援分	介護分
被 保 険 者 数		358,000 人		123,000 人
世 帯 数		227,000 世帯		100,000 世帯
保 険 料	一般1人当たり保険料	58,953 円	18,614 円	20,882 円
	平 等 割 額	18,120 円	5,730 円	4,810 円
	均 等 割 額	25,810 円	8,160 円	9,120 円
	所 得 割 額	〔世帯員各々の26 年中の基礎控除 後の総所得金額 等の合計〕 × 8.67/100	〔世帯員各々の26 年中の基礎控除 後の総所得金額 等の合計〕 × 2.71/100	〔介護2号被保険 者各々の26年中 の基礎控除後の 総所得金額等の 合計〕 × 2.53/100
	最 高 限 度 額	520,000 円	170,000 円	160,000 円
総 医 療 費		1,266億2,800万円	-	-

また、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、40～74歳になる被保険者を対象に、医療費適正化の中長期的対策として、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目し、生活習慣病の予防・改善に重点を置いた特定健康診査・特定保健指導を実施しています。

(2) 財政状況

(単位：百万円)

		25年度決算	26年度決算	27年度予算
一般医療分	歳入	94,264	95,015	118,892
	歳出	111,678	114,443	140,880
	差引	△ 17,414	△ 19,428	△ 21,988
後期高齢者支援分	歳入	13,047	13,082	12,781
	歳出	18,953	18,984	18,928
	差引	△ 5,906	△ 5,902	△ 6,147
退職者医療分	歳入	6,333	4,769	5,353
	歳出	5,571	4,271	5,353
	差引	762	498	0
介護分	歳入	5,176	5,098	4,798
	歳出	7,877	7,857	7,092
	差引	△ 2,701	△ 2,759	△ 2,294
事務費その他	歳入	16	19	13
	歳出	4,785	4,262	3,042
	差引	△ 4,769	△ 4,243	△ 3,029
過不足額合計		△ 30,028	△ 31,834	△ 33,458
国調整交付金等		9,893	9,904	9,683
府調整交付金等		6,878	6,980	7,136
一般会計繰入金		14,894	15,683	16,639
差引収支額		1,637	733	0
累積収支額		671	1,404	1,404

9 後期高齢者医療

(1) 事業運営

後期高齢者医療制度では、全ての都道府県に市町村で構成する後期高齢者医療制度の運営主体となる広域連合を設置することが法律で義務付けら

れています。

財政運営，医療機関への診療報酬支払，被保険者の資格管理，保険料の賦課等の事務は広域連合が担当し，各種申請・届出受付，保険料の徴収等，被保険者の利便を図る事務については市町村が担当します。

(2) 事業の概要

被 保 険 者 数		京 都 市	173,173人
※ 平成27年3月末		京 都 府 下	320,513人
27 年 度 保 険 料	均 等 割 額	47,480円	
	所 得 割 額	〔 被保険者の26年中の基礎控除後の総所得金額 〕 等の合計 × 9.17 / 100	
	最 高 限 度 額	570,000円	
給 付 費 ^(注)		1,724 億2,048万円	

(注) 給付費は，平成26年3月から平成27年2月までの12箇月分の給付費

また，後期高齢者医療制度の被保険者を対象に健康診査（検査内容は国民健康保険の特定健康診査と同じ）を実施しています。

10 保健医療対策

(1) 保健医療対策の計画的推進

近年，市民の健康水準の向上と平均寿命の延伸により保健医療を巡る環境は大きく変化し，保健医療に対する市民ニーズも高度化，多様化しています。こうした情勢に的確に応えるため市民主体の健康づくりの推進，医療供給体制の整備，保健，医療，福祉の連携の推進などの各種施策に取り組んでいます。

このような中，平成25年3月に，京都ならではの取組や強みを活かした健康づくりを市民ぐるみで推進し，「いきいきと健やかな『笑顔・健康都市』を実現する」ために，「京都市民の健康寿命を延伸し，平均寿命に近づける」ことを全体目標として「京都市民健康づくりプラン（第2次）」を策定しました。また，同プランでは，「栄養・食生活」，「身体活動・運動」，

「休養・こころの健康」，「歯と口の健康」，「喫煙」，「飲酒」の6つの分野別の重点取組等を示した「分野別行動指針等」を策定し，あわせて定期的な健康診査の受診行動の普及を図ることにより，生活習慣病の予防・早期発見と心身機能の維持向上を図り，市民一人ひとりの生涯を通じた健康づくりの推進に取り組んでいます。

(2) 「健康長寿のまち・京都」の推進

「京都市民健康づくりプラン（第2次）」に基づく市民の主体的な健康づくりの取組をさらに推進し，年齢を重ねても一人ひとりの命が輝き，地域の支え手としても活躍できる，「健康長寿のまち・京都」の実現に向け，平成27年6月に「健康長寿のまち・京都推進本部」を設置し，庁内の関係施策の徹底的な融合による取組を推進するとともに，同11月には様々な関係機関・市民団体・民間企業等の参画によって「健康長寿のまち・京都市民会議」（準備会）を設置し，オール京都で市民の主体的な健康づくりを支える環境整備に取り組んでいます。

(3) 母子保健対策

平成27年1月に策定した「京都市未来こどもはぐくみプラン」（第3章：母子保健計画）に基づき，母子健康手帳の交付時の妊婦全数面接から始まり，妊娠，育児期をサポートする各種教室や初妊婦等への訪問指導（こんにちはプレママ事業）の実施，新生児等への訪問指導（こんにちは赤ちゃん事業）の実施や乳幼児に対する各種健診・相談など，妊娠－出産－育児期に至るライフステージに応じた母子保健事業を展開しています。

また，平成24年11月から電子メールで妊娠等の相談に応じるサイト「にんしんホッとナビ」を開設したほか，平成26年7月から，出産直後の母親が，安心して育児ができるよう，産科医療機関等でのショートステイやデイケアを通じて，心身のケアや育児サポートを行う「スマイルママ・ホッと事業」（産後ケア事業）を開始するなど，妊娠期からの切れ目ない子育て支援を推進しています。

さらに，これら母子保健対策の一環として，未熟児，小児慢性特定疾病児童等に対しては，医療給付等を実施し，不妊に関する悩みを持つ方々に対しては，治療費の助成事業や相談事業などを実施しています。

(4) 妊婦健康診査公費負担の拡充

妊娠に伴う健康診査の受診を図り、経済的な負担を軽減するため、平成20年7月から妊婦健康診査の公費負担の回数を原則1回から一律5回に拡充するとともに、里帰り出産等で府外の医療機関を受診する場合についても公費負担の対象としました。

さらに、平成21年4月からは公費負担の回数を一律14回に拡充するとともに、助産所での受診についても新たに公費負担の対象としたほか、平成23年1月からはヒト白血球ウイルス-1型抗体検査を、平成23年4月からは性器クラミジア検査を新たに検査項目に追加するなど、妊婦の健康管理の充実を図り、安心して妊娠・出産できる体制づくりに努めています。

(5) 健康増進事業に係る対策

ア 健康相談・健康教育

健康増進や生活習慣の改善を図ることを目的とした健康相談、健康教育学等の保健事業について18歳以上を対象に実施しています。

イ 健康診査等

医療保険者による特定健康診査等の健診の受診機会がない18歳～39歳を対象とした青年期健康診査を実施するとともに、若い時期からの予防が大切である骨粗しょう症対策として18歳から70歳の方を対象に骨粗しょう症予防健康診査を実施しています。

また、がん対策については、がんの早期発見・早期治療を目指して、胃がん、大腸がん、肺がん（いずれも40歳以上）、子宮がん（20歳以上）、乳がん（30歳以上）及び前立腺がん（50歳以上）の検診を実施しています。

ウ 食育推進

平成23年3月に策定した新「京（みやこ）・食育推進プラン」に基づき、生涯にわたる健全な食生活の実現を目指し、ライフステージに合わせた食育セミナーや食環境整備として食情報提供事業や特定給食施設の指導、栄養成分表示等の食品表示に関する指導、食育に関する人材育成等を行っています。

エ 歯科保健

歯と口からはじまる全身の健康づくりや、80歳で20本以上の歯を残そうとする「8020運動」を推進し、健康寿命の延伸を目指します。

平成21年3月策定の「京都市口腔保健推進行動指針（歯ッピー・スマイル京都）」に基づいて、「むし歯予防」、「歯周病予防」、「口腔機能の維持・向上」の3つを基本目標に、生涯にわたる歯と口の健康づくりの取組を各ライフステージに応じてきめ細かに進めていきます。

(6) 感染症予防対策

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、一類感染症（エボラ出血熱ほか）、二類感染症（SARS、MERSほか）や三類感染症（コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌ほか）等のまん延を防止するため、感染症患者等の搬送及び施設等の消毒業務等防疫業務の体制を整備しています。さらに、感染症発生動向調査事業を通じて市内医療機関にインフルエンザや感染性胃腸炎等の流行状況を迅速に通知する等の感染症のまん延防止対策を行っています。

また、感染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するため、予防接種法等に基づき各種予防接種を行うほか、予防接種健康被害に伴う救済をしています。

(7) 新型インフルエンザ対策

本市では平成17年度から新型インフルエンザ対策に取り組み、平成21年度に発生した新型インフルエンザに対しては迅速に状況に応じた対応を行いました。新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行により、平成25年9月には、平成21年度のパンデミックにおける本市の取組や地域特性を踏まえ、京都市新型インフルエンザ等対策行動計画を策定し、京都府等とも連携しながら万一の発生に備えています。

(8) エイズ対策

本市では、エイズ対策として、①正しい知識とHIV陽性者の人権擁護のための普及啓発及び教育の推進、②相談体制、関係機関との連携の充実及び人材育成、③市民が受けやすい検査体制の整備、④ HIV陽性者が安心して療養できる体制の整備を重点対策として取り組んでいます。特に検査体制

の整備は、早期発見につながり、早期に治療を開始することにより、エイズの発症を抑えられることから特に重要です。市内各保健センターでのHIV検査に加え、平成17年6月から、夜間検査を開始し、平成19年6月からは土曜日にもHIV検査を実施するなど受検者の利便性を高めています。

(9) 結核予防対策

B C G 予防接種による免疫の付与や結核の定期健康診断、接触者健康診断により患者の早期発見に努め、結核患者の治療脱落、中断を防止するために、患者への服薬支援を行う地域DOTS事業を行い、結核まん延を防止し、感染予防措置を講じています。

また、結核医療に対する医療費公費負担事務を行っています。

(10) 難病対策

難病の治療研究を推進し、医療の確立、普及を図るとともに、医療費等の負担軽減を図るため、小児がんなどの小児難病（小児慢性特定疾病）に対して医療費の助成を行うとともに、都道府県の事業である特定医療費（指定難病）の支給、特定疾患治療研究事業及び京都府独自事業である在宅難病患者等療養生活用機器貸出事業、在宅重症難病患者等入院受入体制整備事業の申請受付・相談業務を行っています。

また、難病のため在宅で療養している方の日常生活を支援するため、専門医師等による医療講演、相談会を行う難病患者医療相談や保健センターの保健師等が訪問し、助言、保健指導を行う難病患者訪問相談を実施しています。なお、障害者総合支援法の施行に伴い、平成25年4月から難病等の方がホームヘルパーの派遣、短期入所、日常生活用具の給付に加え、広く障害福祉サービスを利用できるようになりました。

(11) 骨髄バンク、臓器提供対策

骨髄提供や臓器提供には多くの方の善意が必要です。骨髄バンクや骨髄提供、臓器提供に関する正しい知識の普及啓発を行うとともに、献血ルーム等で骨髄提供希望者のドナー登録会を実施しています。

また、平成27年11月からは、骨髄等の移植推進及びドナー登録の促進を図るため、骨髄等の提供者に対して奨励金を交付する事業を実施しています。

(12) 救急医療対策

ア 初期救急医療体制

土日祝日及び年末年始等の昼夜間並びに平日の夜間における初期診療段階の救急医療を確保するため、本市が設置してきた休日急病診療所については、診療所ごとに分散していた診療科目を、1箇所ですべて受診できるようにすることや、老朽化が進んでいた建物及び医療機器を効率的に更新するために、平成23年3月1日をもって、交通至便地であるJR 二条駅前の京都府医師会館内の新たな診療所（小児科・内科・眼科・耳鼻咽喉科）に移転統合し、あわせて公の施設としての京都市急病診療所条例を廃止しました。平成23年4月からは、京都府医師会への事業委託方式に変更し、さらに小児科深夜帯診療、内科準夜帯を新たに開始し、一層の診療体制の充実と利便性の向上に努めています。

また、歯科医療が充足しにくい休日等においても、応急的な診療の確保をはかるため、京都府歯科医師会に運営を委託し、JR 二条駅前の京都府歯科医師会口腔保健センター内の休日急病歯科診療所で歯科診療を実施しています。

イ 二次救急医療体制

初期診療を担当する医療機関からの重症救急患者を受け入れる病院を確保するため、関係医療団体の協力を得て病院群輪番制を実施しています。

(13) 医療安全対策

ア 医療関係施設対策

医療関係施設（病院、診療所、助産所、施術所、歯科技工所）について、医療法、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律、柔道整復師法及び歯科技工士法に基づく許可及び届出事務を行い、良質かつ適切な医療等が効率的に提供されるよう医療監視等の立入検査・指導を行っています。

イ 医療安全相談窓口

医療に関する市民からの相談等に迅速かつ適切に対応する体制を整備することにより、医療の安全と信頼を高めるとともに、相談窓口を寄せ

られた情報の医療機関への提供を通じて、医療機関における市民に対する保健医療サービスの向上を図ることにより、医療の質の向上に取り組んでおります。

(14) 看護師確保対策

医療の高度化や専門化に対応できる質の高い看護職員の養成及び京都市立病院をはじめとする市内医療機関での看護職員を確保するため、看護師等養成所に対する運営費補助、市内私立大学四年生看護学科に在学する修学困難な学生に対する修学資金の融資のあっせん及び入学一時金の給付、看護実践能力に応じた学習を支援する看護職能力向上・定着確保研修事業（京都看護大学に委託）、離職看護師の復職を支援する離職看護師復帰支援対策事業（京都私立病院協会へ補助）等を実施しています。

(15) 桃陽病院

慢性疾患（小児ぜん息、肥満、糖尿病、不安神経症、心身症、アトピー性皮膚炎、摂食障害等）や広汎性発達障害（アスペルガー症候群等）を有する小学校児童及び中学校生徒に対し、入院治療及び療養の指導を行うとともに、未成年者を対象に外来診療も行っています。また、入院患者に対して、隣接の市立桃陽総合支援学校において初等及び中等教育を併せて行っています。

(16) 健康増進センター「ヘルスパア21」

市民の健康の保持増進を推進するための拠点施設として、健康づくりのための屋内プール、トレーニングルームなどの運動施設のほか健康度測定等が行える健診設備を備えた施設です。

○規模 地上4階地下1階建、延床面積約10,600㎡

1階に南保健センターを併設

○事業内容 健康度測定、生活プログラムの作成及び指導、いきいき筋トレ教室等健康づくり教室の開催、健康づくり指導者の養成

(17) 子ども保健医療相談・事故防止センター「京（みやこ）あんしんこども館」

子どもの事故防止のための我が国初の専門施設として、平成16年8月に開設した施設です。

小児科医師等による保健医療相談を行うとともに、子どもの死亡原因の

上位である「不慮の事故」を防止するため、家庭を再現しモデルルーム（セーフティハウス）の見学や「お子さんの心肺蘇生法講習会」，「わが子を事故から守るプレママ・パパ教室」など各種講習会の開催等を通じて，子どもの事故防止に関する正しい知識の普及・啓発，体系的な調査・研究に取り組んでいます。

○規模 地上2階建，延床面積799.81㎡

京都第二赤十字病院に併設

○事業内容 子どもの保健医療・事故防止に関する相談・助言，調査・研究，情報の収集・提供，講座・研修

11 生活衛生対策

(1) 生活衛生

ア 生活衛生関係施設の衛生確保対策

生活衛生関係営業施設（公衆浴場，旅館業施設，興行場，理容所，美容所，クリーニング所），墓地，温泉利用施設及び遊泳用プール等について，根拠法令等に基づく許可・検査確認等を行うとともに，施設等の衛生確保を図るため，立入検査・指導を行っています。

イ 建築物衛生対策

特定建築物において，空気環境等の測定や維持管理状況等の検査を実施し，快適な環境の確保を図るため，立入検査・指導を行っています。

(2) 居住衛生

ア 飲用水衛生対策

専用水道，簡易専用水道，小規模受水槽水道及び飲用井戸について，日常点検や水質検査の実施等，施設の維持管理が適正になされるよう立入検査・指導を行っています。

イ シックハウス対策

住まいに起因する健康障害等を改善するための情報を提供するとともに，必要に応じて，ホルムアルデヒド等を測定し，助言指導を行っています。

ウ ねずみ・衛生害虫等駆除対策

ねずみや衛生害虫等による被害を防ぐため、駆除相談を行っています。

(3) 食品・家庭用品衛生

ア 食品衛生

「京都市食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する条例」の規定により定めた「京都市食の安全安心推進計画」や「食品衛生法」の規定により定めた「京都市食品衛生監視指導計画」に基づき、保健センター及び中央卸売市場内の食品衛生監視員が、食中毒の発生防止や有害・不良食品の製造販売防止のため、食品取扱施設の監視指導や流通食品の拭き取り検査を計画的に行っています。また、市民、食品等事業者及び行政が意見交換会等を通じて食品の安全性などについて理解を深めることを目的としたリスクコミュニケーション事業を積極的に推進しています。

イ 家庭用品衛生

有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づき、衣類・洗剤・塗料等の家庭用品による健康被害を未然に防ぐため、市内の製造所及び販売所に対し、立入検査、監視指導、規制対象家庭用品の試買検査等を行い、違反品発見と排除に努めています。

(4) 動物愛護・狂犬病予防

ア 動物愛護

人と動物が共生できるうるおいのある豊かな社会をつくるため、「京都市動物愛護行動計画（京（みやこ）・動物共生プラン）」に基づき、取組を進めています。

具体的な事業としては、「京都市まちねこ活動支援事業」、犬のしつけ方教室の開催、引き取った犬猫の譲渡、犬猫の避妊去勢手術助成及び負傷したペット動物の保護収容等を行うとともに、きょうとアニラブクラス、Kyoto-ani-love festival 等の動物愛護事業を通じて動物愛護思想の啓発に努めています。

また、「京都市動物愛護推進協議会」における協議により動物愛護行政の一層の推進を図るとともに「京都市動物愛護推進員」を委嘱し、地

域に密着した自主的な動物愛護活動を推進しています。

イ 狂犬病予防

動物由来感染症である狂犬病の発生及びそのまん延を防止するため、狂犬病予防法に基づく犬の登録及び狂犬病予防注射の実施、野犬の捕獲及び咬傷事故の調査等を行っています。

ウ 人と動物との共生に向けた取組

京都府とともに制定した「京都動物愛護憲章」の下、「人が動物を通じて他人に迷惑をかけない」との考え方に立ち、「人と動物が共生できるうるおいのある豊かなまちづくり」を目指し、取り組んでいます。

府市共同で設置運営する京都動物愛護センターにおいて犬猫の譲渡事業を推進しています。また、本市の「動物との共生に向けたマナー等に関する条例」に基づき、飼い主の責任意識の向上等の観点から犬猫に対するマイクロチップ装着を推進するとともに、野良猫への不適切な給餌に対する是正指導やまちねこ活動への誘導、地域ぐるみでマナー違反をしにくい風土の醸成を図る啓発活動等に取り組み、人と動物の適正な関わりの構築に努めています。

エ 京都動物愛護センター

平成27年5月に開所した全国初となる都道府県と政令市が共同して運営する動物愛護・管理施設です。

本センターでは収容動物の適正な管理、動物愛護啓発事業、犬猫の譲渡事業を中心に、関係団体や民間企業、ボランティアスタッフの皆様との連携のもと、これらの活動をこれまでより一層強化し、進めています。

(主な役割)

- ・ しつけ方教室や動物愛護週間事業等の動物愛護事業の推進
- ・ 収容動物の適切な管理、譲渡事業の推進
- ・ 動物由来感染症など動物に関する幅広い情報発信
- ・ 夜間動物救急診療所の開設（（公社）京都市獣医師会との連携）
- ・ 災害時における動物の保護、被災動物のための救援物資の保管及び配布

(5) 薬事衛生

ア 医薬品関係施設対策

薬局、薬局製造販売医薬品の製造販売業及び製造業、医薬品販売業（店舗販売業及び特例販売業）、医療機器の販売業及び貸与業について医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく許可等を行うとともに、医薬品が安全かつ適正に提供されるよう、立入検査・指導を行っています。

イ 毒物及び劇物関係施設対策

毒物及び劇物販売業及び毒物劇物業務上取扱者について毒物及び劇物取締法に基づく登録、届出等を行うとともに、毒劇物の安全かつ適正な提供及び事故の防止を図るため、立入調査・指導を行っています。

ウ 薬物乱用防止対策

麻薬、覚せい剤、シンナー、大麻、危険ドラッグ等の薬物乱用を防止するため、ポスター掲示や啓発資材配布等による普及啓発を行うとともに、各種イベント等において啓発活動を行っています。

また、関係機関や地域と連携を図り、薬物に近づかない環境づくりの強化に取り組んでいます。

エ 衛生検査関係施設対策

衛生検査所について、臨床検査技師等に関する法律に基づく登録等を行うとともに、医療機関に対し、信頼できる検査結果が提供されるよう立入調査・指導を行っています。

(6) 衛生環境研究所

保健衛生の向上及び環境保全を図るため、理化学、臨床、微生物、病理、疫学情報、衛生動物、環境公害などに関する試験・検査・環境汚染等の監視及び測定等を行うとともに、調査研究を行っています。また、中央卸売市場第一市場では青果物や魚介類、同第二市場では食肉類の衛生検査を行うとともに、市場内の食品関係業者の指導を行い、安全な食品の確保に努めています。その他、保健衛生や環境保全に関する知識の普及啓発、情報の提供を行うため、講座の開催、京都市衛生環境研究所にゅーすの発行などを行っています。

(7) 中央斎場

市内唯一の火葬場として、中央斎場を設置しています。緑豊かな環境の中に、故人をお送りするにふさわしい荘厳で、かつ環境保全等にも配慮した設備を設けています。

(8) 市営墓地

宗教宗派に関係なく、市民に広く墳墓を提供することを目的として、7箇所、約6,000区画の市営墓地を管理運営しています。

(9) 深草墓園

市民が祖先の崇拝と信仰の場として利用できる納骨堂として、深草墓園を設置しています。豊かな自然環境の中、昭和33年の開設以来、約13,000体の御霊が宗教宗派の別なく合祀されています。（平成26年3月末時点）

12 市立病院

(1) 地方独立行政法人京都市立病院機構

平成21年3月に策定した「京都市病院事業改革プラン」に基づき、平成23年4月1日に地方独立行政法人京都市立病院機構を設立し、京都市立病院及び京都市立京北病院の運営を同法人に移行しました。

人事や財政運営面において迅速性・柔軟性・効率性を高め、独法化の効果进行をいかすことで、市民のいのちと健康を守る自治体病院として、必要な医療が提供されるよう取り組んでいます。

(2) 京都市立病院

京都市立病院は、生活習慣病治療を中心とした総合病院として昭和40年12月に設立し、これまで臨床研修指定病院、救急告示病院、災害拠点病院（地域災害医療センター）、第二種感染症指定医療機関、エイズ治療拠点病院、地域がん診療連携拠点病院、地域医療支援病院に指定されるなど、地域の中核病院として市民の生命と健康を守る役割を担ってきました。

平成27年4月現在、病床数は548床（一般528床、結核12床、感染症8床）、診療科目は、内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、腎臓内科、神経内科、血液内科、内分泌内科、感染症内科、糖尿病代謝内科、精神科、アレルギー科、リウマチ科、小児科、外科、呼吸器外科、消化器外科、緩

和ケア内科，脳神経外科，乳腺外科，小児外科，整形外科，形成外科，皮膚科，泌尿器科，産婦人科，眼科，耳鼻いんこう科，リハビリテーション科，放射線診断科，放射線治療科，病理診断科，臨床検査科，救急科，歯科口腔外科及び麻酔科の36科目となっています。また専門外来として，女性総合外来，男性専門外来，アスベスト専門外来，禁煙外来，セカンドオピニオン外来，緩和ケア外来及びコメディカル外来を設置し，多様化する市民の医療ニーズに的確に応えるよう努めています。

平成27年4月現在197名の医師を擁し（研修医25名含む。），また7対1入院基本料を算定し，質の高い医療サービスを提供しています。

また，平成21年からの北館の建替え及び本館の改修等の病院整備事業を平成27年3月に完了し，医療機能を大きく向上させました。

感染症医療分野では，第二種感染症指定医療機関になっており，感染管理センターを設置し，感染症病床直結エレベーターや気流制御装置の整備等，体制を整えています。

大規模災害・事故対策については，免震・耐震構造を整え，救急・災害医療支援センターを設置し，災害拠点病院として災害発生時に中心的な役割を果たせる機能を備えています。

救急医療分野では，ヘリポートの設置や救急室の拡張を経て，平成26年度には年間6,787件の救急搬送を受け入れています。

周産期医療分野では，新生児特定集中治療室（NICU）及び新生児治療回復室（GCU）を設置し，ハイリスク分娩・母体搬送・新生児搬送に対応しています。

地域医療支援病院として，紹介患者の積極的な受入れや地域医療フォーラム，地域医療連携カンファレンスの開催等を通じて，地域の医療機関との連携を強化し，役割分担を進めていきます。平成27年11月末現在418名の医師に登録医となっていただいています。

地域がん診療連携拠点病院として，病院整備によりPET-CTやリニアック（2台）等高度医療機器を導入し，手術室や外来化学療法センターの拡充，造血幹細胞移植に対応した無菌治療室，緩和ケア病床を整備するなど整備面での充実を図りました。平成26年度には，手術を5,074件実施し，

低侵襲で質の高い医療の提供を一層進めました。中でも、平成25年に導入した手術支援ロボット「ダ・ヴィンチ」は前立腺がん手術を中心に平成26年度に95件実施するなど実績を積み重ね、平成27年7月には、同ロボットを使った腹腔鏡下胃がん手術が全国で4施設目、一般病院では初めて先進医療として認められました。

生活習慣病への対応として、平成25年12月に脳卒中センターを開設し、糖尿病関連では市民公開講座や専門外来等に取り組んでいます。

小児医療分野では、市内で数少ない骨髄移植推進財団の認定施設となっています。また、院内学級の設置、保育士の配置など、子どもの療養生活にも配慮しています。

健診センターでは、脳ドックや肺がんドック、乳がん検診など多彩なオプション検査を用意しており、ペア割引などユニークな料金設定も独法化により可能となりました。

医療の質向上にも取り組み、平成27年1月には日本医療機能評価機構の病院機能評価を受審し、高い評価で認定を更新しました。また、ご意見箱の設置、市民モニター会議により患者・市民の声を病院運営に反映するなど、患者サービスの向上にも励んでいます。

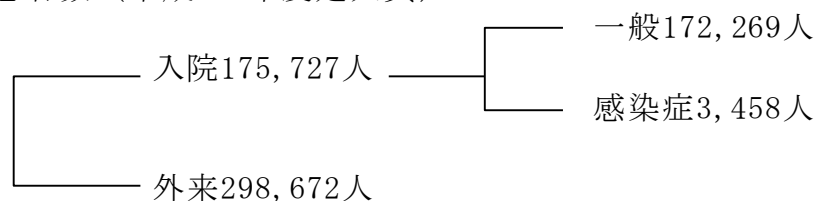
また、認定看護師、専門看護師、専門薬剤師の養成にも積極的に取り組んでおり、平成27年9月現在で認定看護師16名、専門看護師3名、がん指導薬剤師（がん専門薬剤師の養成ができる薬剤師）1名が活躍しています。

医療安全確保の取組としては、医療安全管理委員会を中心とした体制の下、日常的なインシデント・アクシデント事例の収集等に取り組み、医療事故防止の徹底を図るとともに、高い倫理観と徹底したインフォームドコンセントに基づいた安全で安心な医療を提供できるよう努めています。

平成21年からPFI法に基づき実施し、特別目的会社SPC京都に委託する「京都市立病院整備運営事業」については、平成27年3月に施設整備事業が完了しました。北館の建替えや本館の改修のほか、院内保育所建替えや庭園、救急・災害医療支援センターといった付帯施設の整備にも取り組みました。なお、院内保育所は規模を拡充すると同時に特定地域型保育事業として2歳児までの地域児童の受入れや病児・病後児保育を開始しました。

病院運営・維持管理業務については、平成26年に、契約する全ての業務が開始され、効率的な病院運営と患者サービスの向上に取り組んでいます。

◎年間患者数（平成26年度延人員）

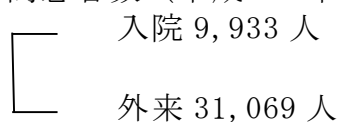


(3) 京都市立京北病院

旧京北町との合併に伴い、京北町国民健康保険病院を引き継ぎ、平成17年4月に、京都市立京北病院を設置しました。平成23年4月の地方独立行政法人化と同時に介護老人保健施設を開設し、また、同年10月に通所リハビリテーション（デイケア）を、平成26年10月には居宅介護支援事業所を開設しました。平成27年4月には常勤医師を2名増員し、医師5名体制（内科4名、外科1名）にするなど、市立病院との人的協力体制の強化、人事交流の推進により、診療体制の拡充を図りました。平成27年4月現在、一般病床が38床、介護老人保健施設が29床、診療科目は内科、外科、整形外科、小児科、眼科及び泌尿器科（平成27年8月からは皮膚科を新設）となっています。京北地域の住民の健康を守るため、「へき地医療拠点病院」の指定を受け、山国、黒田、宇津、細野の4診療所と共に、心のこもった診療を行っています。

また、高齢者の在宅生活を支える「在宅療養支援病院」の認定を受け、訪問診療、訪問看護事業にも積極的に取り組むなど、地域包括ケアの中核施設として、高齢化が進展している京北地域の住民が必要とする医療・介護サービスを提供しています。

◎年間患者数（平成26年度延人員）



◎年間介護サービス利用者数（平成26年度延人員）

